1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上と し、口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の 証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れる ことができます。

この場合、必ずこの通帳をお持ちください。

2. (積立方法)

- (1) この預金の預入れは、あらかじめ1年以上2年以内 で指定した日(以下「おまとめ日」といいます。)を 定め、預入れの都度、当該おまとめ日を満期日とする 定期預金(以下「個別定期預金」といいます。)とし てお預かりします。
- (2) 個別定期預金はおまとめ日に次のとおり取扱います。 個別定期預金の元利金の合計額をもって、おまとめ 日を預入日、あらかじめ指定を受けた1年又は2年の 応当日を第2回満期日とし、1口の自動継続定期預金 (以下「おまとめ定期預金」といいます。) に継続し ます。この場合、おまとめ定期預金と個別定期預金の 預入れ期間は同一とします。次回以降も同様とし、後 記3.(1)②および3.(2)の方法により取扱います。

3. (預金の種類、預入日、継続方法等)

- (1) 預入れは、預入日(または継続日) から満期日の前 日までの期間において次のとおり取扱います。
 - ① 預入れのつど次の各別の定期預金とします。
 - A 預入日から満期日の期間が1年以上2年1か 月未満の場合
 - ………満期日までの期間指定定期預金
 - B 預入日から満期日の期間が1年未満の場合
 - ………1か月、3か月、6か月の自由金利 型定期預金(M型)(以下「スーパ 一定期」といいます。) または満期 期日までの期日指定方式のスーパ 一定期
 - ② 個別定期預金は、預入日以降最初に到来するおま とめ日までの期間が1か月未満となる場合には、次 回おまとめ日を満期日とします。
- (2) この預金のうち満期日が同一の個別定期預金および おまとめ定期預金は、すべておまとめ日にその元利金 をとりまとめ、次回おまとめ日を満期日とする1口の 定期預金に自動的に継続します。継続された預金につ いても同様とします。
- (3) 2. (2) および3. (2) による取扱いについては、 期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型) 規定にかかわらず、通帳および払戻靖求書の提出は不 要なものとして取扱うものとします。
- (4) 個別定期預金およびおまとめ定期預金について、お まとめ停止の申出があった場合には、満期日以降にこ れらの定期預金を利息とともに支払います。この場合 は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押 印して、この通帳とともに当店に提出してください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(または継続日)から満 期日の前日までの期間について次のとおり計算、満期 日に支払います。
 - ① 期日指定定期預金の利息は、預入日(または継続 日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日 数」といいます。) および次の預入期間に応じた利 率によって1年複利の方法で計算します。
 - A 預入日(または継続日)から満期日までの期間 が1年以上2年未満の場合
 - ………預入目(または継続目)の「2年未 満しの預金利率
 - B 預入日(または継続日)から満期日までの期間 が2年以上の場合
 - ………預入日(または継続日)の「2年以 上」の預金利率
 - ② スーパー定期の利息は、預入金額ごとに預入日か ら満期日の前日までの日数について、預入日にお ける当行所定のスーパー定期の利率(以下「約定 利率」といいます。) によって計算します。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以降に この預金とともに支払いますが、満期日以後の利息は 満期日から解約日または書替継続日の前日までの日 数について、解約日または書替継続日における普通預 金の利率によって計算します。
- (3) この預金を積立型定期預金共通規定第5条第1項に より解約する場合および積立型定期預金共通規定第 5条第3項、第4項、第6項の規定により解約する場 合、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続 日)から解約の前日までの日数について次の利率によ って計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 解約日における普通預金の利率 6か月未満 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50% 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60% 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ② 預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (4) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあり ます。この場合、新利率は変更日以後に預入れ(また は継続)される預金から適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日と して日割で計算します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、期日指定定期 預金規定、自由金利型定期預金(M型)規定により取扱 います。

> 以上 (2020年4月改定)